

平成30年4月から 国民健康保険制度が 変わります

この10年で、

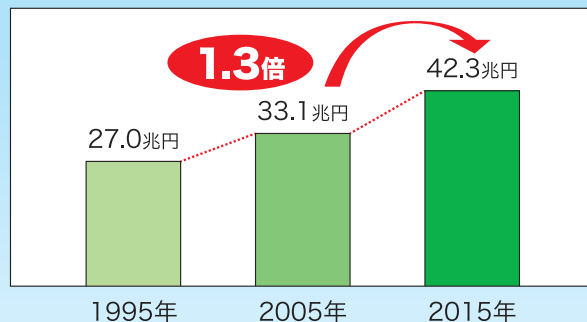
70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、
国民医療費は **1.3倍** になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、

国民医療費の総額は **61.8兆円**

にもなる見込みです。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、
県と市町村が共同で運営する制度に改正されます

制度改正の主な内容

- ◆ 国は、約1,700億円(全国規模)の追加的な財政支援を行います。
- ◆ 県は、市町村が保険給付に必要な費用を、全額市町村に支払います。これにより、医療費が急激に増加しても、市町村は安定した保険給付が行えます。
- ◆ 市町村は、国保事業費納付金を県に納めます。納付金額は、市町村ごとの医療費や所得の状況に応じて県が決定します。
- ◆ 窓口業務(被保険者証の発行、保険給付、保険料(税)率の決定、保険料(税)の賦課・徴収、特定健診等の保健事業など)は、従来どおり、お住まいの市町村が行います。

県と市町村の役割分担

県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を県に納付
・ 国民健康保険運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 被保険者証等の発行
・ 市町村ごとの標準的な保険料(税)率(標準保険料率)を算定し公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定 ・ 保険料(税)の賦課・徴収
・ 保険給付に必要な費用を市町村に支払い	・ 保険給付の決定、支給

平成30年4月以降の変更点

変更点①

被保険者証と高齢受給者証が1枚のカードになります

- これまで、70～74歳の方には、毎年3月に送付する「被保険者証」のほかに、7月に、一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を送付していました。
- 今回の被保険者証更新（平成30年4月）からは、利便性の向上のため、被保険者証に高齢受給者証の内容も記載した、1枚のカードになります。
- この変更により、被保険者証の有効期限を、3月31日（4月1日更新）から、原則7月31日（8月1日更新）に変更します。（70歳以上の方の負担割合が8月切替のため）

○70～74歳の被保険者証の例

こ く ほ こ く ほ こ く ほ	茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 平成 年 月 日 記号 番号
	氏 名	
	生 年 月 日	〇〇 年 月 日 性別
	適用開始年月日	〇〇 年 月 日 負担割合 割
	世帯主氏名	
	住 所	茨城県〇〇市
	高齢受給者証発効期日	平成 年 月 日
	交付年月日	平成 年 月 日
	交付者の名称 及び印	茨城県〇〇市△△△ 〇〇市
	保険者番号	08〇〇〇〇

○退職被保険者用の被保険者証の例

退 職 こ く ほ こ く ほ	茨城県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成 年 月 日 記号 番号
	氏 名	
	生 年 月 日	〇〇 年 月 日 性別
	適用年月日	〇〇 年 月 日 (被扶養者)
	世帯主氏名	
	住 所	茨城県〇〇市
	交付年月日	平成 年 月 日
	交付者の名称 及び印	茨城県〇〇市△△△ 〇〇市
	保険者番号	6708〇〇〇〇

変更点②

高額療養費の多数回該当が通算されます

- 過去12か月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度について、茨城県内の転居であって、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、転居前の該当回数も通算することになり、経済的な負担が軽減されます。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続きお住いの市町村です。



茨城県

IBARAKI Prefectural Government

